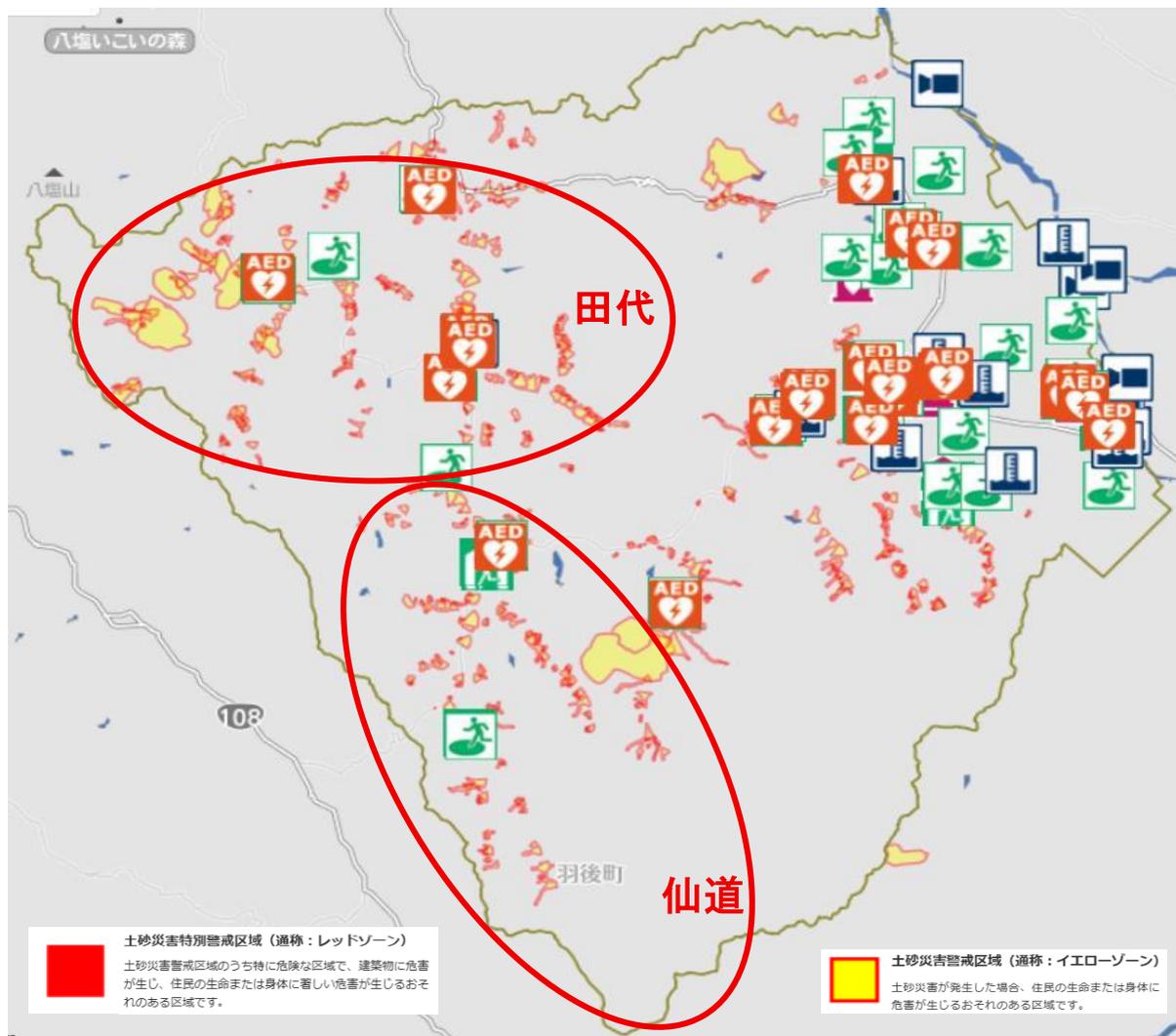


■ 浸水した場合に想定される水深

地区	被害なし	0.5m 未満	0.5~3.0m	3.0~5.0m	合計
西馬音内	239 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	239
三輪	28 (24.2%)	77 (66.1%)	11 (9.7%)	0 (0.0%)	116
新成	42 (75.7%)	5 (8.1%)	6 (10.8%)	3 (5.4%)	56
明治	36 (82.6%)	0 (0.0%)	7 (17.4%)	0 (0.0%)	43
元西	48 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48
田代	32 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	32
仙道	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
合計	455 (80.7%)	81 (14.4%)	25 (4.4%)	3 (0.5%)	564

②土砂災害（ハザードマップ）

当町のハザードマップは、「急傾斜地」「土砂流」「地すべり」を危険頻度に応じて、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）と土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に区分している。そして、土砂災害危険箇所は急傾斜地 194 ヶ所、土砂流 304 ヶ所、地すべり 10 ヶ所が指定され、特に山間部の田代地区、仙道地区も危険箇所が多く分布している。



■土砂災害による被害が想定されている事業所数と割合

・急傾斜地

地区	危険箇所	被害なし	レッドゾーン	イエローゾーン	合計
西馬音内	39	238 (99.4%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	239
三輪	0	116 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	116
新成	0	56 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	56
明治	6	41 (95.7%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	43
元西	33	43 (88.9%)	0 (0.0%)	5 (11.1%)	48
田代	65	27 (83.3%)	2 (5.6%)	4 (11.1%)	32
仙道	51	28 (93.8%)	0 (0.0%)	2 (6.3%)	30
合計	194	549 (97.4%)	4 (0.6%)	11 (2.0%)	564

・土石流

地区	危険箇所	被害なし	レッドゾーン	イエローゾーン	合計
西馬音内	44	238 (99.4%)	0 (0.0%)	1 (0.6%)	239
三輪	0	116 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	116
新成	0	56 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	56
明治	12	41 (95.7%)	0 (0.0%)	2 (4.3%)	43
元西	32	37 (77.8%)	0 (0.0%)	11 (22.2%)	48
田代	130	14 (44.4%)	0 (0.0%)	18 (55.6%)	32
仙道	86	13 (43.8%)	2 (6.3%)	15 (50.0%)	30
合計	304	515 (92.1%)	2 (0.3%)	47 (7.6%)	564

・地すべり

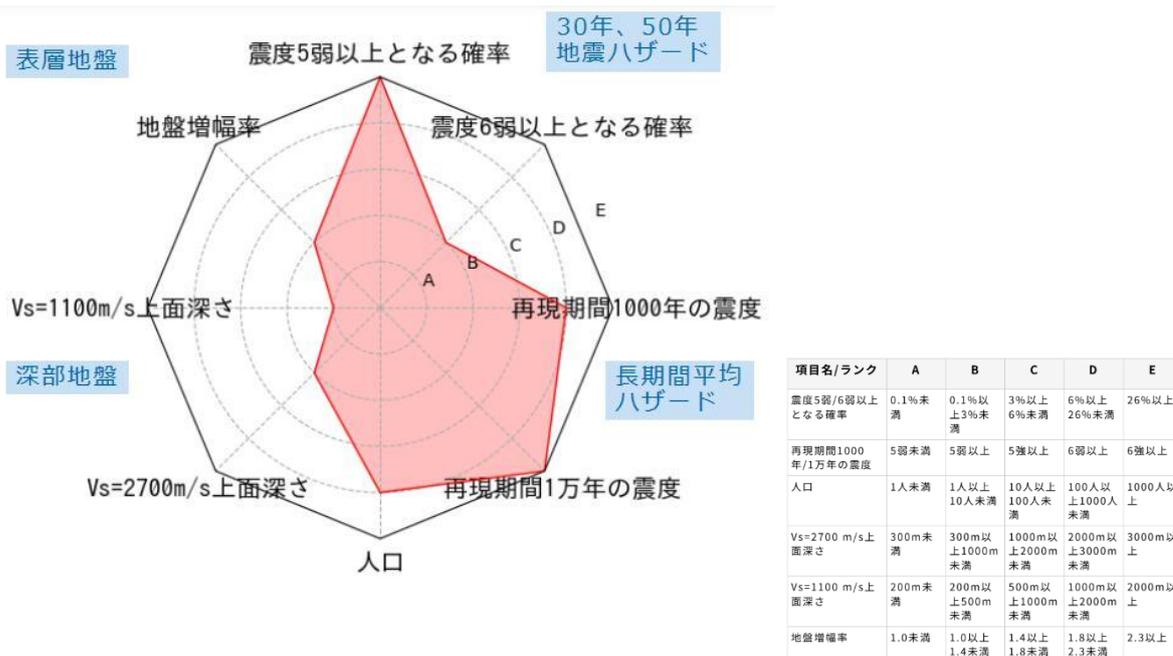
地区	危険箇所	被害なし	レッドゾーン	イエローゾーン	合計
西馬音内	0	239 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	239
三輪	0	116 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	116
新成	0	56 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	56
明治	1	43 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	43
元西	2	43 (88.9%)	0 (0.0%)	5 (11.1%)	48
田代	7	28 (88.9%)	0 (0.0%)	4 (11.1%)	32
仙道	0	30 (100.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	30
合計	10	555 (98.5%)	0 (0.0%)	9 (1.5%)	564

③地震（J-SHIS、羽後町地域防災計画）

・J-SHIS：地震ハザードカルテ

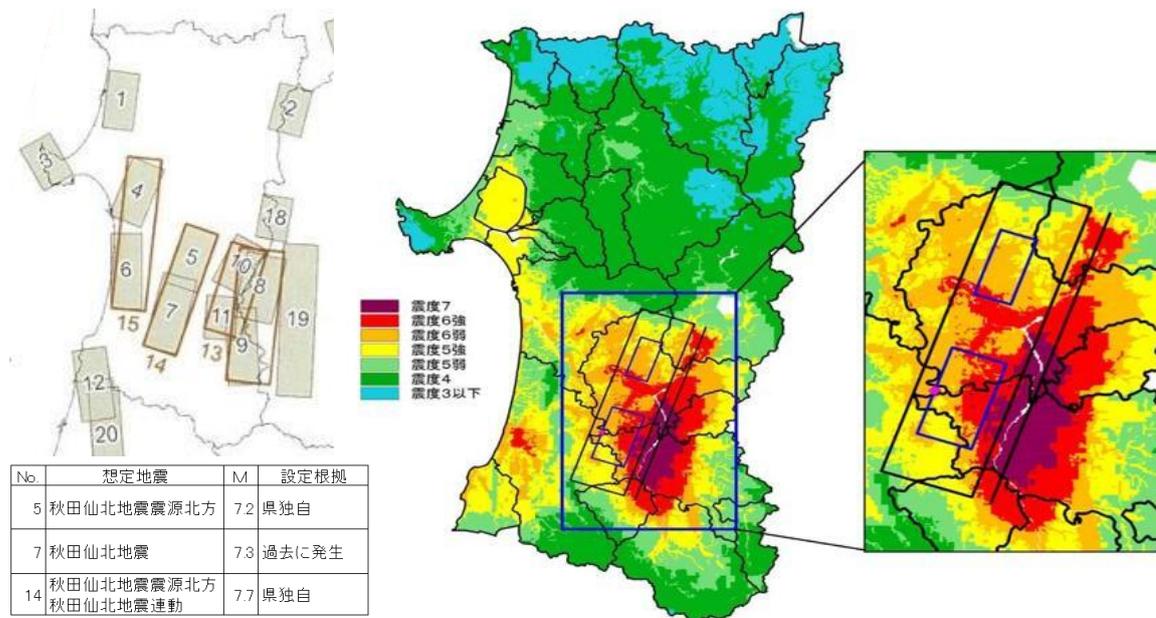
30-50年に震度5弱以上の揺れに見舞われる確率が高いものの、震度6弱未満となる確率も高くなっている。また、表層・深部においても、比較的揺れに強い地盤であることから、カルテ上においては、激甚災害となりづらいという診断結果となっている。

なお、1万年相当レベルでは震度6.0、10万年相当レベルでは震度6.2の再現度となっており、このことから震度6強の地震が起きにくいことが窺い知れる。



・羽後町地域防災計画

当町に大きな被害をもたらすと想定される地震は「秋田仙北地震」ケース（M7.3）ならびに「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」ケース（M7.7）の地震であり、町における震度は震度5強～震度7と想定されている。この2つのケースのうち、当町に最も大きな被害をもたらすと予想されているのは複合地震の「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」である。よって、本計画での地震被害想定は「秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動」ケースが採用されている。



■地震による被害想定（秋田仙北地震震源北方秋田仙北地震連動（M7.7））

- ・全壊棟数 2, 103～2, 525 棟、半壊棟数 2, 990～3, 551 棟
- ・炎上出火件数 2～6 件
- ・消失棟数 4～354 棟
- ・死者数 65～124 人、負傷者数 462～620 人
- ・上水道被害 130 ヶ所、断水人口 9, 280 人
- ・LPガス供給支障人口 1, 172 人
- ・停電世帯数 4, 706～4, 765 世帯
- ・固定電話不通 372～794 回線
- ・避難者数 1日後最大 5, 419 人、4日後最大 5, 738 人、1月後最大 4, 365 人

④雪崩災害（羽後町地域防災計画）

当町は特別豪雪地帯の指定を受けており、雪崩などによって家屋の損壊や道路通行止め等の被害が予想される。

ハザードマップには危険箇所の指定はなく、町で住宅背後等の「雪崩危険箇所」について降雪前にパトロールを実施し、斜面の植生状況及び「雪崩予防柵等」の点検を行うこととしている。

⑤感染症

新型コロナウイルスは感染力が強く、感染拡大や長期化により地域の経済活動に多大な影響を及ぼしている。また、新型コロナウイルスは治療に効果的な薬品やワクチンが開発途中であることから、「人と人との間隔確保」「三密の回避」「マスク着用や手洗いの徹底」など一人ひとりの行動が感染拡大防止を図るうえで重要となっている。

(3) 商工業者の状況（令和7年9月30日現在）

	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	107	103	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている。
製造業	74	60	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている。
卸・小売業	144	129	西馬音内、三輪地区の一部で商店街が形成されている。三輪地区は広く浸水想定地域に立地している。
飲食・宿泊業	49	44	西馬音内地区に集積が見られる。一部、山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている。
サービス業	155	148	町内各地に点在し、集積地はない。一部、河川沿い・山間地での浸水、土石流の危険箇所も含まれている。
その他	35	35	町内各地に点在している。
合計	564	519	

(4) これまでの取組

①当町の取組

・防災計画と国土強靱化地域計画の策定

羽後町地域防災計画は、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者などの防災関係機関及び住民がその有する全機能を有効に発揮して、町における防災対策を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

昭和36年に施行された災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、昭和48年に「羽後町地域防災計画」を策定、その後5回にわたり修正を重ね、現在、令和2年3月の第5次修正版を運用している。

東日本大震災の経験を踏まえ、大規模広域災害時には町単独で必要な取り組みができない事態が起こりうるとの前提に立ち、国・県のみならず他の自治体等、各種NPO団体やボランティアなどの広域的な支援の受け入れなどの態勢づくりを進めることも必要となる。

一方、平成25年12月に国土強靱化基本法が施行され、同法第13条に定める地域計画として、令和2年8月に「羽後町国土強靱化地域計画」を策定している。災害の規模・態様にかかわらず、あらゆる災害等を想定しながら、「起きてはならない最悪の事態」をもたらす恐れがある「脆弱性」を減らすため、事前に取組むべき施策を進めるために策定している。

・防災訓練の実施

訓練は、風水害等の災害に備え、町及び防災関係機関、地域安全活動の中核となる自主防災組織、民間団体、ボランティア団体及び地域住民等が相互に緊密な連携のもとに救助、救護、避難誘導等を実践的、かつ、総合的に実施することにより、有事即応体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図ることを目的として実施している。

また、町は、近隣市町村及び防災関係者それぞれの相互応援協定等に基づき、行政区域又は所管区域を越えて市町村共同による広域合同訓練の実施に努めている。

- ・訓練の区分 実践訓練（総合訓練、個別訓練）、図上訓練
- ・訓練の種別 通信訓練、災害防御訓練、応急復旧訓練
- ・実施方針 5月26日（県民防災の日）並びに9月1日（防災の日）を目標に、県の指導協力を得ながら災害や地震発生を想定し、羽後町消防団、広域消防、分署、民間人が協力しながら情報の伝達・広報訓練、避難救助・消火訓練を中心に実施に努める。

・防災備品の備蓄

県及び町は、自助・共助・公助の考え方を基本に、災害時に必要となる物資を家庭や自主防災組織等がそれぞれ備蓄するよう啓発するとともに、公助による円滑な物資供給が行えるよう、備蓄体制を整備している。

- ・前提とする想定地震

想定地震：北由利断層 M= 7.3（発生確率は100年以内に6%以下と評価）

発災時期：冬の18時 避難者数：139,193人（発災から1日後の避難所への避難者）

- ・備蓄に関する役割分担

発災から3日間を対象に、自助・共助（家庭や自主防災組織等の備え）と公助（県と市町村の共同備蓄や流通備蓄等）の役割分担を、次のとおりとする。

【公助】 7/10		【自助・共助】 3/10
1/3	2/3	
県と町の共同備蓄	流通備蓄等	家庭や地域の備え

- ・県と市町村との共同備蓄品目

羽後町地域防災計画に基づき災害時用備蓄品を定めており、県と町の共同備蓄品目として主食、主食（お粥など）、飲料水、粉ミルク、ほ乳瓶、毛布、石油ストーブ、トイレ、トイレットペーパー、紙おむつ（大人用／子ども用）、生理用品、自家発電機、投光器、コードリール、燃料タンク、タオル、給水袋、医薬品セットについて、それぞれ計画数を定め備蓄している。

②当会の取組

第1期事業継続力強化支援事業（令和3年4月1日～現在）にて、小規模事業者に対する災害・感染リスクの周知やリスクチェックシートを活用した簡易診断、事業者BCP策定支援を展開するとともに、商工会における事業継続計画作成、定期的な関係団体との情報交換、BCP策定事業者へのフォローアップを行うことで、災害発生時に的確に対応できる環境を整えた。

- ・小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・広報等による啓発活動

ホームページや会報を活用した定期的な周知を行ったほか、国や県からの最新情報についても巡回訪問や窓口相談を活用してタイムリーな情報提供に努めた。

- ・ハザードマップによるリスクの周知

町が導入した「羽後町WEB版ハザードマップ」について、特に巡回訪問時、実際にWEB版ハザードマップを使用しながら、会員事業所固有のリスクに関する説明を行った。

- ・感染症対策の周知

新型コロナウイルス感染症に関して、業種別ガイドラインに基づいた感染拡大防止策等の周知を行うとともに、支援施策の情報提供に努めた。

- ・リスクチェックシートによる簡易診断の実施とリスク軽減のための提案の実施

リスク管理状況を把握できるリスクチェックシートを活用して簡易診断を行うとともに、その結果に合わせた対応策の提案・実行支援を行った。

- ・事業者BCP策定に関する支援

セミナーや講習会、専門家派遣事業を活用して事業者BCPの策定支援を行ったほか、職員向けの研修を実施しBCPに関する支援力の向上を図った。

- ・商工会自身の事業継続計画の作成

商工会における危機管理マニュアルを作成するとともに、必要に応じてブラッシュアップや見直しを行った。

・関係団体等との連携

行政や損保会社との定期的な情報交換に加え、近隣商工会との共同事業（セミナーや講習会）を行った。

・事業者BCP策定のフォローアップ

BCP策定事業者に対する定期的なフォローアップを行い、最新・最適な計画を維持できるよう事業者に合わせて支援を展開した。

・訓練の実施

小規模事業者へ町総合防災訓練への積極的な参画を呼び掛けるとともに、事業所単位での避難訓練実施の提案活動を行った。

II 課題

加速度的に進んだ物価高や慢性的な人手不足など経営課題が山積している状況下において、商工業者、特に小規模事業者のBCPに対する取組の優先順位が低くなってしまい、意識の醸成もなかなか高まらない現状にある。

そのよう中、町では身近に防災を意識できるよう「羽後町WEB版ハザードマップ」を導入したり、商工会においても「リスクチェックシート」「簡易版BCPシート」を作成・活用して事業者の負担を抑えながらBCP策定への機運を高めたり、様々な取組を進めてきた。今後もこうした取組を継続的に行いながら、いかにして精度の高いBCP策定につなげていくかが大きな課題となる。

そこで、第2期事業継続力強化支援事業の取組として、BCP策定に係る支援スキルの向上を図りながら、事業者のニーズや適時性に合ったBCP策定ツールを提供できるよう研修・研究・情報収集に努めるとともに、円滑かつ効率的に取組が進められるよう町と商工会の連携をより一層強化していく必要がある。

III 目標

自然災害等に対する事前準備や命を守るための迅速・的確な行動、早期復旧を実現するため、町と商工会が連携強化を図りながら、事業者のBCP策定を推進し、地域経済の停滞を最小限に抑えることができるよう次に掲げる取組を積極的に展開していく。

(1) 防災に対する危機意識の醸成

国や県、県連合会、各損保会社が提供するチラシやリーフレットを活用しながら、危機意識の醸成を図るとともに、BCP策定に係る動機づけを行う。

(2) 小規模事業者へのBCP策定支援の強化

防災に対する意識の高まった小規模事業者に対し、「リスクチェックシート」「簡易版BCPシート」によるアプローチ、そして専門家と連携したBCP策定支援を展開する。

(3) 速やかな応急・復興支援策を行うための連携体制の確立

災害発生後の速やかな応急対策や復興支援が行えるよう組織内部の体制強化や関係機関との強固な連携体制の構築に努める。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間 (令和8年4月1日～令和13年3月31日)

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

羽後町商工会と羽後町の役割分担、連携体制を整理し、以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスク等の周知

① 商工会報等による啓発活動

定期発行する商工会報にて、国等の施策やリスク対策の必要性、各種保険・共済の概要を掲載するとともに、ホームページやSNSにおいてもタイムリーな情報発信を行う。

② 巡回訪問、窓口相談時の啓発活動

巡回訪問や窓口相談といった日常業務の中で、リスク管理ツールや啓発チラシ、各種保険・共済パンフレットを活用して、小規模事業者に合わせた情報提供を行う。

③ BCP策定支援

- ・リスク管理チェックシートを活用して、小規模事業者の災害リスク把握や予防診断リスク分析を行う。
- ・事業規模が比較的小さい、BCP策定の意識が高くない事業者に対し、簡易版BCPシートを活用した策定支援を展開し、取組の裾野を広げる。
- ・単独に加え、近隣商工会等を連携して、講習会・セミナーを開催し、スケールメリットを活かした内容で、更なる意識の醸成を図る。
- ・秋田県商工会連合会の専門家派遣事業を活用して、専門的かつ高度な相談にも積極的に対応する。

④ 感染症対策

業種別ガイドラインに基づいた経営ができるよう個別具体的な支援を行うとともに、行政等の情報をいち早く把握し、迅速かつ的確に事業者へ伝達する。

(2) 町に対する要望活動

BCP策定を町全体で推進していくため、計画を策定した事業者に対し町独自のインセンティブを与えるよう補助金等の支援施策創設を要望する。

(3) 羽後町商工会BCPの更新

自然災害等発生予測や最新の国・県等の施策、羽後町地域防災計画の改訂状況や現状に応じて見直しを図るとともに、職員の異動がある場合は役割変更について等の更新を行う。

(4) 関係機関等との連携

町と防災に関する定期的な担当者会議を実施し平時からの情報共有に努めるほか、金融機関等と共同での普及・啓発活動やセミナー開催を行うなど協力体制を強化する。

(5) フォローアップ

BCP策定を行った事業者に対し、計画の運用状況や最新の自然災害予測に基づき、より精度の高い計画となるようブラッシュアップ・アップデート支援を行う。

(6) 訓練の実施

町の実施する防災訓練へ積極的に参画し、事業者にも呼び掛けを行うとともに、定期的に組織内の指示命令系統や連絡体制の確認を行う。

2 発災後の対策

災害発災時には、人命救助を第一として、その上で次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で両者が連携して行う応急対策は次の業務とする。

＜両者間で連携して実施する応急対策（非常時優先業務）＞

- ・緊急相談窓口の設置・相談業務
- ・被害調査・経営課題の把握業務
- ・復興支援策を活用するための支援業務

また、応急対策を開始するためには、参集できる職員の確保をはじめ、事務所や電力等の確保が前提となり、当町・当会的一方もしくは両方がこれらを確保できない状況に陥ることも想定し、まずは、応急対策実施の可否を確認するための仕組みを両者間で整備する。

② 役職員の安否確認と大まかな被害状況・参集可能人数等の確認

当町、当会両者それぞれのBCPに従い安否確認を行う。安否確認の際、(1)本人・家族の被災状況、(2)近隣の家屋や道路に関する大まかな被害状況、(3)出勤できる状態かどうかについても、できるだけ情報を集めることとする。

＜各団体の安否確認の対象と目標時間＞

団体名	安否確認の対象と目標時間
羽後町みらい産業交流課	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡網（携帯電話）にて確認
羽後町商工会	○職員：発災後1時間以内に緊急連絡体制図により確認 ○三役：3時間以内に携帯電話・Eメールにて確認 ○役員：1日以内に携帯電話にて確認 ○会員：2日以内に役員を通じ地区毎の会員安否を確認

③ 安否確認等の結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、両者間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有することとし、連絡窓口については次のとおり、連絡方法については、事務所の固定電話または個人の携帯電話とする。また、県へ報告は、当町から当会分も含めて行う。

＜安否確認結果の連絡窓口＞

団体名	安否確認結果の連絡窓口		報告する団体名
	第1順位	第2順位	
羽後町みらい産業交流課	課長	商工班	秋田県産業政策課
羽後町商工会	事務局長	副事務局長	羽後町みらい産業交流課

(2) 応急対策の方針決定

安否確認や大まかな被害状況等の把握・共有をした時点において、その被害規模に応じて両者で実施する応急対策の方針を決定する。

方針決定は、当町(みらい産業交流課長)と当会(事務局長)との間で協議し決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

<被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）>

被害規模	被害規模	想定する応急対策の内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の10%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置、相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務 ・復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の1%程度の事業所で「屋根や看板が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等の被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、床上浸水、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急相談窓口の設置、相談業務 ・被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。 	特に行わない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

<被害情報等の共有間隔>

期間	情報共有する間隔
被災後～1週間以内	1日に4回（9時、11時、14時、16時）共有する
2週間以内	1日に2回（9時、14時）共有する
1月以内	1日に1回（9時）共有する
1カ月超	2日に1回共有する

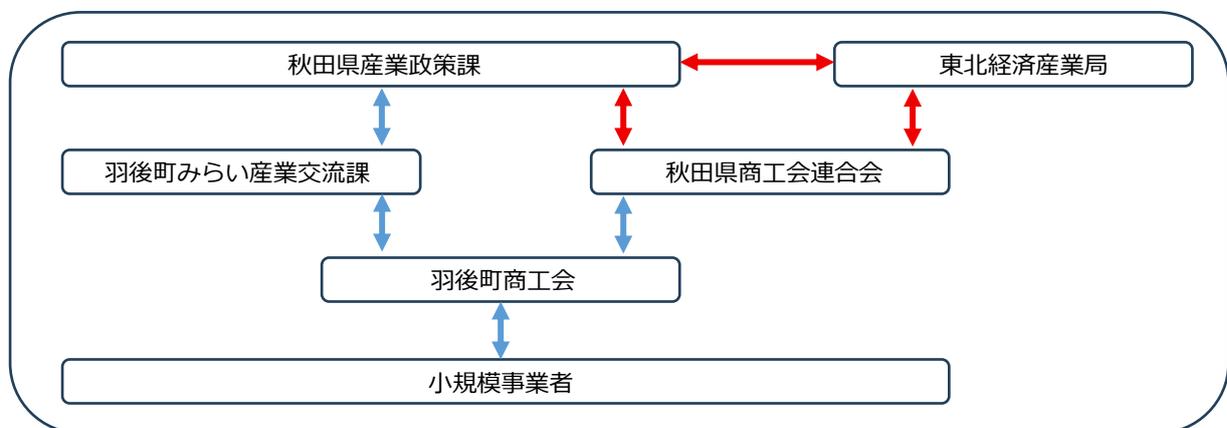
3 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時に管内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法を町・商工会にて共有する。

(1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

<指揮命令・連絡体制図>



(2) 二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことの決定

二次被害を防止するための被災地域における活動については、町みらい産業交流課長が町災害対策本部の指示に従いながら、活動方針及び内容を決定し、当会に指示等を行う。

(3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害調査シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、両者で共通で用いるものとする。

②被害額の算定の対象

町地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家の被害」と「商工被害」の2つとする。

・非住家被害

事業用の建物をいう。具体的には、店舗、工場、事務所、作業場、倉庫などの被害であり、建物と一体となった建物附属設備についても対象とする。これらの建物に人が居住している店舗兼住宅のような場合は、当該部分は「住家被害」として除いて処理する。また、「非住家被害」の対象としては、被害の程度に関わらず、床下浸水から全壊に至るまでを区分毎に把握するものとするが、町災害対策本部への被害報告に限っては、定めにより全壊または半壊の場合のみとする。

・商工被害

建物以外の事業に関する被害をいう。具体的には、棚卸資産（商品・製品、仕掛品、原材料）、有形償却資産（構築物、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、機械及び装置）の被害とする。

③被害額の算定

被害額の算定にあたっては、迅速に被害状況を把握するため、再調達価格を直接被害額として算定するものとする。また、連携協定を結ぶ損保会社や秋田県火災共済協同組合による査定金額を参考にするなど、客観性が担保できる算定については積極的に採用するものとする。

(4) 共有した情報の県等への報告方法

当会・当町の両者間で共有した情報については、県の指定する方法により当町から県へ報告するものとする。

また、当会は全国商工会連合会が提供する「商工会災害システム」を活用し、速やかに県連合会と情報共有を図るとともに、被害状況等のデータ蓄積を行う。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

①相談窓口の開設

当会は、町と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。

また、国・県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。

②管内小規模事業者の被害状況の確認について

発災後の時間経過とともに必要とされる調査等を円滑に実施することとする。

・第1段階（発生直後～2日程度）

・安否・人的被害の確認調査（生存・行方不明・負傷者）

・役職員を対象に LINE、Eメール、携帯電話

・大まかな被害の確認調査（職員参集可否・居住地周辺被害状況）

・役職員や被災区域の事業者を中心として携帯電話等による聞き取り

・第2段階（安全確認後～7日程度）

・直接被害の確認調査（非住家被害・商工被害）

・間接被害の大まかな確認調査（再開可否、商品原材料調達状況、風評等）

・管内小規模事業者を対象に巡回訪問による聞き取り

- ・第3段階（発災3日後～14日程度）
- ・経営課題の把握調査（事業再開、資金繰り、保険請求手続き等）
- ・間接被害の確認調査（売上減、経費増、風評被害等）
 - ・管内小規模事業者を対象に巡回訪問・窓口相談による聞き取り

③被災事業者施策の周知について

応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、巡回訪問をはじめとして、会報、ホームページ、説明会等により 地区内小規模事業者等へ周知する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

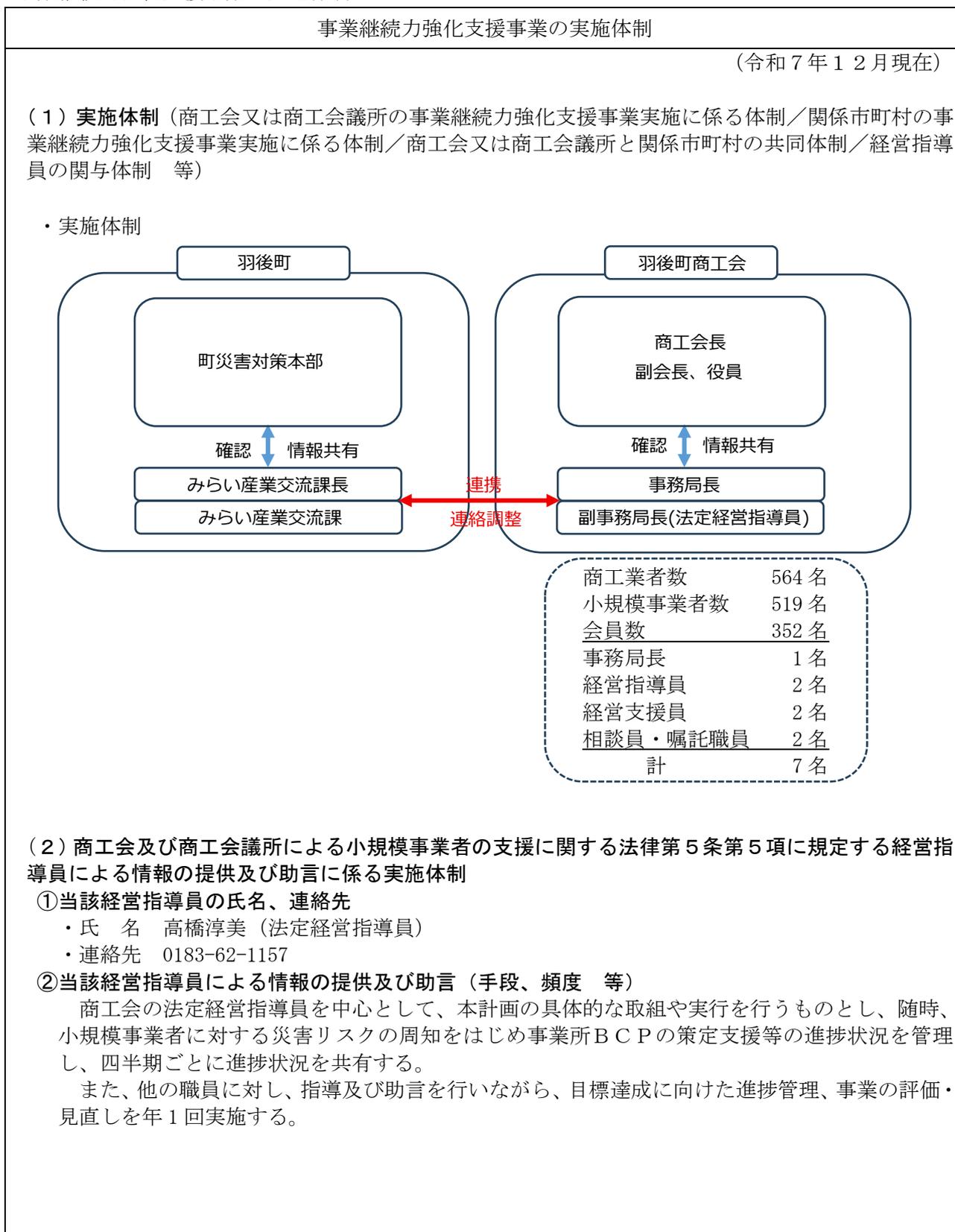
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- ・羽後町商工会

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字福田 18-18

TEL 0183-62-1157 FAX 0183-62-1159

E-mail ugo@skr-akita.or.jp

②関係市町村

- ・羽後町みらい産業交流課

〒012-1131 秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野 177

TEL 0183-62-2111 FAX 0183-62-2120

E-mail shoko@town.ugo.lg.jp

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
1 BCP策定セミナー開催費 ・講師謝金旅費 ・郵券代	150	150	150	150	150
2 専門家派遣費 ・専門家謝金旅費	200	200	200	200	200
3 普及啓発費 ・チラシ作成 ・郵券代	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
<p>会費収入、特別賦課金、県等補助金、事業収入等</p> <p>県連合会事業にて実施可能な場合は、その事業費を充当するため、上記経費は減額となる場合がある。</p>

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

